

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島

茂

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市小谷堀字古大場川添三三番二地先から 同市小谷堀字新大場川添九四番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年三月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一〇六・一〇メートル</p>	<p>備考 平成三十一年一月二十 二日付け埼玉県越谷県 土整備事務所長告示第 一号で告示した道路予 定区域の一部供用開始 である。</p>